

平成 30 年 6 月 22 日

豊見城市議会議長 大城 吉徳 殿

議会改革調査特別委員会  
委員長 赤 嶺 一 富

議会改革調査特別委員会の最終報告について

議会改革調査特別委員会に付託された調査事項について、調査の結果を会議規則第 103 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 調査事項
2. 調査事項検討経過の概要
3. 調査結果
4. 委員会開催状況

# 議会改革調査特別委員会最終報告書

## 1. 調査事項

- (1) 議会棟建設工事について (2) 議会公開のあり方について
- (3) 議員定数について (4) 同日選挙について (5) 政務活動費について
- (6) 議員報酬について (7) 議会基本条例について

## 2. 調査事項検討経過の概要

### (1) 中間報告に至るまでの経緯

豊見城市議会は、議会改革に向け、さまざまな観点から見直し・検討をすることを目的に平成 27 年 3 月第 2 回定例会において各会派から委員を選任し、調査事項を (1) 議会棟建設工事について (2) 議会公開のあり方について (3) 議員定数について (4) 同日選挙について (5) 政務活動費について (6) 議員報酬について (7) 議会基本条例についての 7 項目とする議会改革調査特別委員会を設置した。

特別委員会では、7 項目の中から調査事項について協議した結果、調査事項 (1) 議会棟建設工事について、を最優先課題として調査を進めることに決定した。平成 27 年 5 月に那覇市議会と西原町議会の議会棟施設の視察調査を行った。また平成 27 年 7 月には、県外先進地視察先として東京都北区議会・東京都福生市議会・東京都町田市議会・東京都青梅市議会を選定し、議会棟施設の視察および「(2) 議会公開のあり方について」にも関連することから、先に導入されている議会中継システムについての視察調査を行った。その後、特別委員会から新庁舎建設事業における議事堂及び議会施設等への 30 項目の要望および考察一覧の提出を執行部へ行った。

次に特別委員会では、多くの市民から市議会に対しての意見等を伺い、その意見等を反映させることを目的に平成 28 年 7 月に「市議会改革に関する市民アンケート調査」を 18 歳以上の市民から 2,000 人を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査では、回答者が 520 人 (回答率 26.0%) であった。そして、その結果をもとに「市議会タウンミーティング」の開催をし、アンケート調査結果報告を行った。

これまでの特別委員会における議論や先進地視察、調査検討、市民アンケート調査結果等を踏まえて、特別委員会では (2) 議会公開のあり方について、(3) 議員定数

について、(4) 同日選挙について、(5) 政務活動費について、(6) 議員報酬について、を十分な討議を行った上で委員会として中間集約を決定し、(7) 議会基本条例については、引き続き調査することとし、平成 28 年 12 月 21 日付け「議会改革調査特別委員会中間報告書」を議長に提出し、平成 28 年第 7 回市議会定例会本会議（平成 28 年 12 月 21 日）にて「議会改革調査特別委員会の中間報告について」を報告した。なお、「(3) 議員定数について」は、同本会議において「豊見城市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正が可決され、改選後の議員定数が「24 人」から「22 人」と改正された。

## (2) 最終報告に至るまでの経緯

中間報告以降の特別委員会は、「(6) 議員報酬について」において決定された「県内同規模、他市並みの増額を求める」ことに対する客観的な妥当性を議論し、議会運営委員会において「豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正が審査され、同条例が平成 29 年第 2 回市議会定例会本会議（平成 29 年 3 月 24 日）にて可決され、議員報酬の増額が改正された。

「(7) 議会基本条例について」は、今以上に市民に信頼され、身近な議会を目指すとし、議会基本条例の理念等をはじめ、条例に規定する基本構成（章立て、前文等）、条文及び解説など議会基本条例に規定すべき事項について検討した。議会基本条例の素案がまとまった段階で、平成 30 年 2 月に議員全員に対する説明、また、同年 4 月に執行機関からの意見聴取や法規担当からの技術的な助言とあわせ、条例の素案に対するパブリックコメントを実施した。なお、パブリックコメントの結果は 2 件の意見が寄せられた。各議員、執行機関及びパブリックコメントからの意見を集約し、検討結果を踏まえ、素案に修正を加えて条例案を作成した。

## 3. 調査結果

### (1) 議会棟建設工事について

新庁舎建設事業における議事堂及び議会施設等への議会改革調査特別委員会からの要望及び考察一覧表については、承認と決定した。

(2) 議会公開のあり方について

委員会より提出した 30 項目の要望のとおり、新庁舎議場に移転した際にはネット中継等を始めることに決定した。

(3) 議員定数について

議員定数については、現定数 24 人から 2 人減の 22 人とすることに決定した。

(4) 同日選挙について

同日選挙については、次の豊見城市長選挙に併せて、豊見城市議会議員の一般選挙が同時に執行できるよう、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第 2 条によって解散すべきものと決定した。

(5) 政務活動費について

個人の政務活動費は、現状維持で構わないが、会派活動費の調査費の新たな予算化を望むことに決定した。

(6) 議員報酬について

議員報酬については、県内同規模、他市並みの増額を求めることに決定した。

(7) 議会基本条例について

議員は、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会を構築し、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与するため、議会における最高規範性としての議会基本条例を制定すべきものと決定した。

以上の調査結果をもって、議会改革調査特別委員会を終了すべきものと決定した。

#### 4. 委員会開催状況

(1) 中間報告に至るまでの開催状況

平成 27 年 4 月 8 日（第 1 回）～平成 28 年 12 月 15 日（第 26 回）全 26 回開催

(2) 中間報告以降から最終報告に至るまでの開催状況

平成 29 年 2 月 15 日（第 27 回）～平成 30 年 6 月 21 日（第 51 回）全 25 回開催

※「議会改革調査特別委員会審査記録（第 27 回～第 51 回）添付